

平成24年7月から 外国人住民登録制度が変わります

外国人登録法が廃止され外国人住民の方も
住民基本台帳法の適用対象となります

●何が変わるの？

- ①「外国人登録原票記載事項証明書」に代わり「住民票の写し」が発行されます。
- ②日本人と外国人の世帯でも、世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行されます。
- ③ほかの市区町村から高浜市へ引っ越したときは、前住所地で転出届をした際に発行される「転出証明書」が必要になります。
- ④「外国人登録証明書」が廃止され、「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。



●他の市区町村へ引っ越す時の手続はどうなるの？

高浜市に転出届をして「転出証明書」の交付を受けてください。

転入先の市区町村に転出証明書に在留カードまたは特別永住者証明書（交付前であれば外国人登録証明書）を添えて手続をしてください。

※正確な住民票を作成するために、居住地や在留資格などに変更があった場合は、かならず市役所での手続を行ってください。

詳しくは法務省および総務省のホームページをご覧ください。

・法務省入国管理局 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/

・総務省 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

問合せ先 市役所市民窓口グループ ☎52-1111（内線214・218）

LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

ポルトガル語のページを読んで下さい！



編集・発行／高浜市役所危機管理グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

TEL (0566) 52-1111 FAX (0566) 52-1110

<http://www.city.takahama.lg.jp/>

電子メール info@city.takahama.lg.jp

早期配布にご協力ください。

表紙

凛とした姿を作る菊師の技

一人前になるまでには、長い時間と多くの経験が必要とされる菊師。人形小路菊まつりで展示する菊人形の制作が、昨年度あいちの名工として表彰された神谷重明さんを中心として行われました。

骨格となる胴殻に、水苔で根元を巻いた菊を一束ずつ差込み、美しく見えるよう花の向きを揃える手つきはさすがの技。人形が少しずつ菊の花で彩られ、凛とした風貌へと姿を変えていきました。



広報たかはまは植物油インキを使用しています。